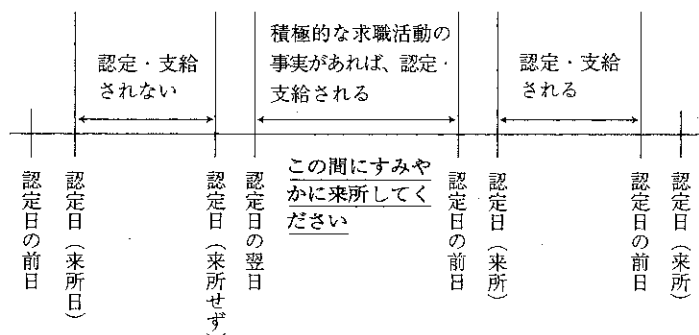


## 8. 認定日に来所しないときは

1. 指定された「認定日」に来所しないと、その「認定日」の前日までの4週間について、「失業の認定」を受けることができないため、「基本手当」の支給はありません。
2. さらに、次の認定日\*の前日までに来所し、「職業相談」・「職業紹介」を受けるなど、「積極的な求職活動の事実」がなければ、その間についても「失業の認定」を受けることはできません。

※ 給付制限のある方が初回の認定日に来所しなかった場合、「次の認定日」とは初回の認定日の4週間後の日となります。詳しくはハローワークにお問い合わせください。



3. なお、就職した場合など、認定日に来所できない事情がある場合の取扱いについては、次ページを参照してください。

## 9. 認定日の変更ができる場合は

1. 「失業の認定」は、「基本手当」の支給を受けるうえで最も重要な手続きなので、ハローワークの指定した「認定日」を変更できるのは、次に掲げるような場合です。
  - (1) 就職したとき。(認定日当日のみ働くような、ごく短期間のものを含む。)
  - (2) 就職のために採用試験、面接、その他資格試験を受けなければならないとき。

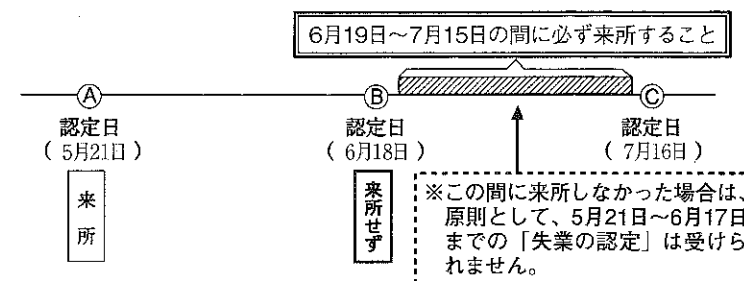
(3) 本人の病気、けが、結婚、その他親族の看護、親族が危篤状態にあるかまたは死亡したとき。

2. このような理由により「認定日」に来所できないときは、事前に申し出て、ハローワークの指示を受けてください。

なお、突然の病気などのため事前に申出ができないときは、当日電話により連絡し、ハローワークの指示を受けてください。(対応した職員の名前を必ず確認しておいてください。)

3. ただし、この場合は、採用証明書、面接証明書、医師の診断書(56ページにある傷病証明書でも可能)など、その事実がわかる証明書が必要となります。

<例> 6月18日の認定日(B)に来所しなかった場合



来所しなかった認定日②の次の認定日③の前日までに必ず来所して失業の認定を受けてください。

なお、来所できなかった認定日の次の認定日の前日までに来所されないときは、その間の「失業の認定」は受けられませんので十分注意してください。

※ 上記のように認定日の変更ができる場合は、極めて条件が限られていますので必ず確認をとってください。

認定日に来所できない事情がある場合には、手続きについて説明しますので、まずはハローワークへご連絡ください。